

閱 覧 図 書

事 業 名 : 大志戸国有林立木販売・造林作業請負一括事業（混合契約）

事 業 場 所 : 島根県雲南市吉田町吉田 大志戸国有林1056い林小班

閲覧図書内訳

1. 立木販売

- ①売買契約書
- ②公売物件内訳表
- ③位置図（1/20, 000, 1/5, 000）
- ④物件明細書（樹時種別一覧表等）
- ⑤特約事項
- ⑥作業予定表
- ⑦主伐時における伐採・搬出指針
- ⑧伐採及び搬出に係るチェックリスト
- ⑨森林作業道作設指針及び森林作業道作設仕様書
- ⑩暴力団排除に関する特約事項
- ⑪林内写真

2. 造林作業請負

- ①造林請負契約書
- ②国庫債務負担行為に係る契約の特則
- ③暴力団排除に関する特約事項
- ④事業内訳書
- ⑤作業仕様書（総則、作業別）
- ⑥位置図（1/20, 000, 1/5, 000）

3. 契約情報の公表

4. 現地説明会

島根森林管理署長

契約番号 立木販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所		島根県雲南市吉田町吉田 大志戸国有林 １０５６い林小班		面 積 (ha) 1.63
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本 数 (本)	材 積 (m3)
	立木	スギ外		940.46
	内 訳 別紙「物件明細書」のとおり			
売 買 代 金	売 買 代 金		円	
	うち消費税抜代金		円	
	消費税 ()		円	
契約保証金	免 除			円
売買代金の分収額	官 収 分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民 収 分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	分収権者			

- ※ 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。
- ※ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

売 買 金 額 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	官収分 民収分		円 円	納付期限	令和	年	月	日
	延 納 分	延納金額			円	延納期間	～ 日間			
		延納利息			円		ヶ月			
		延納担保金 額			円 以上	担保の種類				
		延納利率	年		%	同提供期限	令和	年	月	日
	分割延納分	延納金額			円	延納期間	～ 日間			
		延納利息			円		ヶ月			
		延納担保金 額			円 以上	担保の種類				
		延納利率	年		%	同提供期限	令和	年	月	日
	売 買 物 件 の 引 渡 方 法	区域		売買物件 の引渡期限 (期限)	代金納付の日又は延納担保提供の日から起算して 15日以内 (概算の場合の最終期限 年 月 日)					
売 買 物 件 の 搬出期間(期限)	引き渡しの日から 令和10年12月8日まで									
売買(使用)	特になし				施設設置	特になし				
目的の設定					等の指定					
特 約 事 項	別紙「特約事項」のとおり									

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する

令和 年 月 日

売 渡 人 島根県松江市向島町134-10
島根森林管理署
分任契約担当官 島根森林管理署長 児 玉 望
登録番号 T8000012050001

買 受 人

公 売 物 件 内 訳 表

国有林名	林小班	林 齢	伐採 方法	樹 種	物件全域		標準地		備考
					面積 (ha)	材積 (m ³)	面積 (ha)	材積 (m ³)	
大志戸	1056い	69	皆伐	スギ	1. 63	917. 20	0. 15	84. 40	
				その他広葉樹		23. 26		2. 14	
				計	1. 63	940. 46	0. 15	86. 54	

※ 標準地内における立木調査野帳、物件全域(面積比例)による樹材種別一覧表は別紙のとおり。

公売物件位置図

所在：島根県雲南市吉田町吉田
大志戸国有林 1056い林小班
縮尺：1/20,000



江の川広域流
斐伊川森
国有林野施美

令全島
和6根
4片森

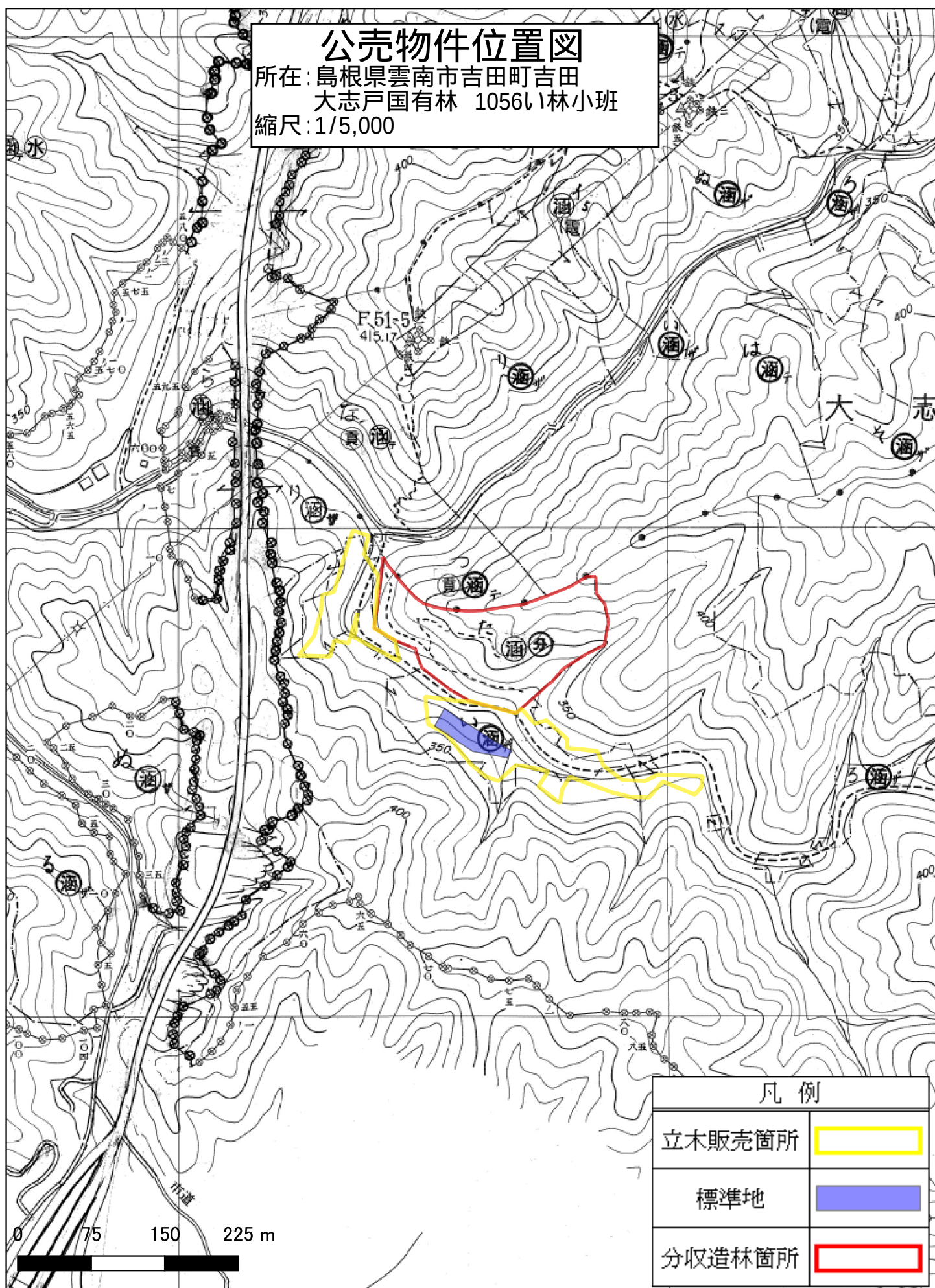
凡 例

立木販売箇所



公売物件位置図

所在：島根県雲南市吉田町吉田
大志戸国有林 1056㍿林小班
縮尺：1/5,000



凡 例

立木販売箇所



標準地

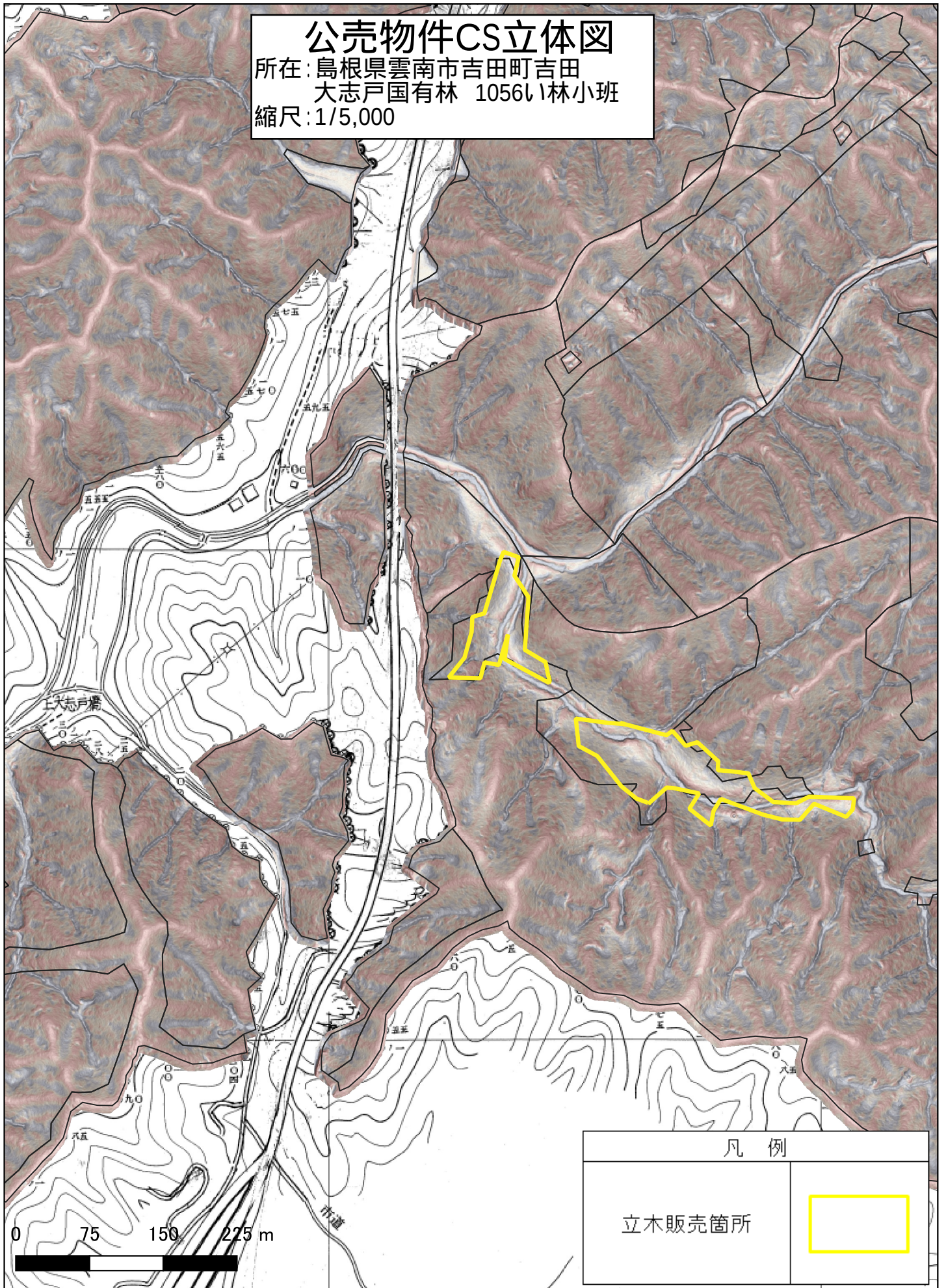


分収造林箇所



公売物件CS立体図

所在：島根県雲南市吉田町吉田
大志戸国有林 1056㍿林小班
縮尺：1/5,000



樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 07 - 113
林班： 1056

森林事務所： 木次森林事務所
小班： い

国有林名： 大志戸
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区 分	生 被 別	態 様 分 区 分	品 質 分 区 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
スギ山陰	一般材	生立木		正常木	26	19	11	5.00	0.455	無
					32	19	11	7.28	0.662	無
					44	22	11	15.11	1.374	無
					44	24	11	16.41	1.492	無
					44	26	11	17.82	1.620	無
					46	22	33	49.23	1.492	無
					50	19	11	16.52	1.502	無
					50	22	11	19.02	1.729	無
					50	23	11	19.89	1.808	無
					50	24	11	20.76	1.887	無
					52	24	11	22.28	2.025	無
					54	23	11	22.93	2.085	無
					54	24	22	47.81	2.173	無
					56	24	11	25.54	2.322	無
					58	24	11	27.28	2.480	無
					62	24	11	30.75	2.795	無
					66	24	11	34.45	3.132	無
				品質計			220	398.08		
				根曲木	28	18	11	5.43	0.494	無
					30	18	22	12.39	0.563	無
					30	19	11	6.52	0.593	無
					30	20	11	6.85	0.623	無
					32	21	11	8.04	0.731	無
					36	20	11	9.56	0.869	無
					36	21	11	10.00	0.909	無
					40	21	11	12.06	1.096	無
					40	22	11	12.71	1.155	無
					40	23	11	13.26	1.205	無
					42	22	11	13.91	1.265	無
					42	24	11	15.11	1.374	無
					44	22	22	30.21	1.373	無
					46	22	22	32.82	1.492	無
					46	23	11	17.06	1.551	無
					48	22	22	35.43	1.610	無
					52	23	22	42.81	1.946	無

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

 復命書番号： 07 - 113
 林班： 1056

 森林事務所： 木次森林事務所
 小班： い

 国有林名： 大志戸
 伐区：

樹 種 名	材 種 分	生 被 別	態 様 分	品 質 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
スギ山陰	一般材	生立木		根曲木	54	22	11	21.95	1.995	無
					56	24	11	25.54	2.322	無
				品質計			264	331.66		
				低質	14	14	22	2.39	0.109	無
					16	16	22	3.48	0.158	無
					20	16	11	2.61	0.237	無
					20	18	33	10.43	0.316	無
					22	14	11	2.72	0.247	無
					22	15	11	2.93	0.266	無
					22	16	11	3.15	0.286	無
					22	18	22	6.95	0.316	無
					24	18	11	4.13	0.375	無
					24	19	11	4.35	0.395	無
					24	28	11	6.30	0.573	無
					26	16	11	4.24	0.385	無
					26	18	11	4.78	0.435	無
					26	19	11	5.00	0.455	無
					28	16	11	4.78	0.435	無
					28	18	22	10.87	0.494	無
					28	19	22	11.52	0.524	無
					32	28	11	10.76	0.978	無
					36	16	11	7.61	0.692	無
					36	22	11	10.43	0.948	無
					38	20	11	10.54	0.958	無
					38	21	22	21.95	0.998	無
					38	22	11	11.52	1.047	無
					40	23	11	13.26	1.205	無
					42	17	11	10.76	0.978	無
				品質計			363	187.46		
			態様計		38	20	847	917.20		
		生被計					847	917.20		
	材種計						847	917.20		
- 樹種計 -							847	917.20		
- N 計 -							847	917.20		
他 L	一般材	生立木		低質	28	16	11	4.56	0.415	無

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

復命書番号： 07 - 113
林班： 1056

森林事務所 : 木次森林事務所
小班 : い

国有林名 : 大志戸
伐区 :

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

復命書番号 : 07- 113 森林事務所 : 木次森林事務所 国有林名 : 大志戸
林 班 : 1056 小 班 : い 伐 区 :
調査方法 : 標準地 拡大方法 : 面積拡大

色 別	番号	生 被 別	態 様 区 分	樹 種	材 種	品 質	胸 高 直 径	樹 高	単 木 材 積	本 数	控 除				実 材 積	拡大
											長	径	%	材 積		
	0001	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	46	22	1.510	1					1.510	有
	0002	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	32	19	0.670	1					0.670	有
	0003	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	30	18	0.570	1					0.570	有
	0004	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	40	22	1.170	1					1.170	有
	0005	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	50	23	1.830	1					1.830	有
	0006	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	62	24	2.830	1					2.830	有
	0007	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	44	22	1.390	1					1.390	有
	0008	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	30	19	0.600	1					0.600	有
	0009	生立木		スギ山陰	一般材	低質	26	16	0.390	1					0.390	有
	0010	生立木		スギ山陰	一般材	低質	42	17	0.990	1					0.990	有
	0011	生立木		スギ山陰	一般材	低質	28	16	0.440	1					0.440	有
	0012	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	54	24	2.200	1					2.200	有
	0013	生立木		スギ山陰	一般材	低質	22	14	0.250	1					0.250	有
	0014	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	58	24	2.510	1					2.510	有
	0015	生立木		スギ山陰	一般材	低質	22	16	0.290	1					0.290	有
	0016	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	50	19	1.520	1					1.520	有
	0017	生立木		他 L	一般材	低質	36	17	0.700	1					0.700	有
	0018	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	30	20	0.630	1					0.630	有
	0019	生立木		スギ山陰	一般材	低質	36	16	0.700	1					0.700	有
	0020	生立木		スギ山陰	一般材	低質	20	16	0.240	1					0.240	有

復命書番号 : 07- 113 森林事務所 : 木次森林事務所 国有林名 : 大志戸
林 班 : 1056 小 班 : い 伐 区 :
調査方法 : 標準地 拡大方法 : 面積拡大

色 別	番号	生 被 別	態 様 区 分	樹 種	材 種	品 質	胸 高 直 径	樹 高	単 木 材 積	本 数	控 除				実 材 積	拡大
											長	径	%	材 積		
	0021	生立木		他 L	一般材	低質	30	16	0.480	1					0.480	有
	0022	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	46	23	1.570	1					1.570	有
	0023	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	36	21	0.920	1					0.920	有
	0024	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	52	24	2.050	1					2.050	有
	0025	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	30	18	0.570	1					0.570	有
	0026	生立木		スギ山陰	一般材	低質	32	28	0.990	1					0.990	有
	0027	生立木		スギ山陰	一般材	低質	26	18	0.440	1					0.440	有
	0028	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	36	20	0.880	1					0.880	有
	0029	生立木		スギ山陰	一般材	低質	40	23	1.220	1					1.220	有
	0030	生立木		スギ山陰	一般材	低質	20	18	0.270	1					0.270	有
	0031	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	52	23	1.970	1					1.970	有
	0032	生立木		スギ山陰	一般材	低質	16	16	0.160	1					0.160	有
	0033	生立木		スギ山陰	一般材	低質	36	22	0.960	1					0.960	有
	0034	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	46	22	1.510	1					1.510	有
	0035	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	56	24	2.350	1					2.350	有
	0036	生立木		スギ山陰	一般材	低質	22	15	0.270	1					0.270	有
	0037	生立木		スギ山陰	一般材	低質	14	14	0.110	1					0.110	有
	0038	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	42	24	1.390	1					1.390	有
	0039	生立木		スギ山陰	一般材	低質	24	28	0.580	1					0.580	有
	0040	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	54	24	2.200	1					2.200	有

令和 8 年 度

立 木 調 査 野 帳

3 頁

島根森林管理署

復命書番号 : 07- 113 森林事務所 : 木次森林事務所 国有林名 : 大志戸
 林 班 : 1056 小 班 : い 伐 区 :
 調査方法 : 標準地 拡大方法 : 面積拡大

色 別	番号	生 被 別	態 様 区 分	樹 種	材 種	品 質	胸 高 直 径	樹 高	単 木 材 積	本 数	控 除				実 材 積	拡大
											長	径	%	材 積		
	0041	生立木		スギ山陰	一般材	低質	14	14	0.110	1					0.110	有
	0042	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	66	24	3.170	1					3.170	有
	0043	生立木		スギ山陰	一般材	低質	20	18	0.270	1					0.270	有
	0044	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	32	21	0.740	1					0.740	有
	0045	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	50	24	1.910	1					1.910	有
	0046	生立木		スギ山陰	一般材	低質	28	19	0.530	1					0.530	有
	0047	生立木		スギ山陰	一般材	低質	24	18	0.380	1					0.380	有
	0048	生立木		スギ山陰	一般材	低質	26	19	0.460	1					0.460	有
	0049	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	46	22	1.510	1					1.510	有
	0050	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	40	23	1.220	1					1.220	有
	0051	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	44	26	1.640	1					1.640	有
	0052	生立木		スギ山陰	一般材	低質	22	18	0.320	1					0.320	有
	0053	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	48	22	1.630	1					1.630	有
	0054	生立木		スギ山陰	一般材	低質	38	22	1.060	1					1.060	有
	0055	生立木		スギ山陰	一般材	低質	28	18	0.500	1					0.500	有
	0056	生立木		スギ山陰	一般材	低質	38	21	1.010	1					1.010	有
	0057	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	40	21	1.110	1					1.110	有
	0058	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	46	22	1.510	1					1.510	有
	0059	生立木		スギ山陰	一般材	低質	28	18	0.500	1					0.500	有
	0060	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	44	22	1.390	1					1.390	有

令和 8 年 度

立 木 調 査 野 帳

4 頁

島根森林管理署

復命書番号 : 07- 113 森林事務所 : 木次森林事務所 国有林名 : 大志戸
 林 班 : 1056 小 班 : い 伐 区 :
 調査方法 : 標準地 拡大方法 : 面積拡大

色 別	番号	生 被 別	態 様 区 分	樹 種	材 種	品 質	胸 高 直 径	樹 高	単 木 材 積	本 数	控 除				実 材 積	拡大
											長	径	%	材 積		
	0061	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	52	23	1.970	1					1.970	有
	0062	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	56	24	2.350	1					2.350	有
	0063	生立木		スギ山陰	一般材	低質	16	16	0.160	1					0.160	有
	0064	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	54	23	2.110	1					2.110	有
	0065	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	44	22	1.390	1					1.390	有
	0066	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	54	22	2.020	1					2.020	有
	0067	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	26	19	0.460	1					0.460	有
	0068	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	50	22	1.750	1					1.750	有
	0069	生立木		スギ山陰	一般材	低質	20	18	0.420	1					0.420	有
	0070	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	46	22	1.510	1					1.510	有
	0071	生立木		スギ山陰	一般材	低質	24	19	0.400	1					0.400	有
	0072	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	48	22	1.630	1					1.630	有
	0073	生立木		スギ山陰	一般材	低質	38	20	0.970	1					0.970	有
	0074	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	42	22	1.280	1					1.280	有
	0075	生立木		スギ山陰	一般材	低質	38	21	1.010	1					1.010	有
	0076	生立木		スギ山陰	一般材	低質	22	18	0.320	1					0.320	有
	0077	生立木		他 L	一般材	低質	30	18	0.540	1					0.540	有
	0078	生立木		スギ山陰	一般材	低質	28	19	0.530	1					0.530	有
	0079	生立木		スギ山陰	一般材	根曲木	28	18	0.500	1					0.500	有
	0080	生立木		他 L	一般材	低質	28	16	0.420	1					0.420	有

復命書番号 : 07- 113 森林事務所 : 木次森林事務所 国有林名 : 大志戸
林 班 : 1056 小 班 : い 伐 区 :
調査方法 : 標準地 拡大方法 : 面積拡大

色 別	番号	生被別	態 様 区 分	樹 種	材 種	品 質	胸 高 直 径	樹 高	単 木 材 積	本 数	控 除				実 材 積	拡大
											長	径	%	材 積		
	0081	生立木		スギ山陰	一般材	正常木	44	24	1.510	1					1.510	有
N 計本数 :										77	N 計材積 :				84.400	
L 計本数 :										4	L 計材積 :				2.140	
N L 計本数 :										81	N L 計材積 :				86.540	

国有林(皆伐)箇所の立木販売における特約事項

1 販売対象木

本物件は、国有林野林産物公売・造林作業請負一括事業に係る皆伐の物件です。伐採した立木は、全て搬出してください。

2 立木の調査方法及び現物熟覧

本物件の立木調査は標準地調査法により行っており、立木材積は以下の標準地における立木材積を面積比例して算出していますので、入札に参加を希望される場合は、必ず事前に現物熟覧してください。

【標準地面積： 0.15ha】

3 代金の支払い方法

売買代金は、国の発行する納入告知書により納付してください。

4 立木の伐採・搬出

「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守し、立木の伐採・搬出作業を行ってください。

5 保安林等による法令制限

本物件は水源かん養保安林に指定されています。

売払物件の区域内の伐採協議のみ島根森林管理署にて協議を行っています。区域外の搬出支障木の伐採及び区域内外を問わず搬出のための土地の形質変更等を行う場合であって、当該箇所が保安林等の法令制限地である場合は、買受人が島根県等の許認可機関に対し申請等を行い、許可等が得られた後、伐採・搬出が可能となります。

6 搬出支障木

売払区域外の搬出支障木については、分収育林及び分収造林等以外の国有林についてのみ認めますが、支障木の発生は最小限とし、買受人が事前に島根森林管理署又は管轄の森林事務所に相談してください。

買受人が行った選木及び標示を島根森林管理署長が適当と認めた場合には、公売物件とは別に売買契約を締結します。

標示の方法は、搬出支障木全てについて、胸高部への白テープ一線環状巻きとします。搬出支障木の伐採・搬出は当該支障木に係る売買代金の納付が確認された後に可能となります。

7 森林作業道

(1) 森林作業道作設の際は、「森林作業道作設仕様書」に基づき作設してください。

(2) 森林作業道の線形を記載した路線計画図と「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を契約締結後速やかに提出してください。

(3) 森林作業道の線形及び土場を記載した「路線計画図」を提出し、島根森林管理署長の承認を受けてください。

(4) 路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出してください。

(5) 搬出終了後の施工状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合があります。

(6) 売買契約の締結から伐採・搬出作業の完了までに、本物件が新たに宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。)第26条に規定する特定盛土等規制区域に指定された場合は、盛土規制法を遵守し、森林作業道等の作設を行ってください。

なお、規制区域の指定日以前に、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行っている場合には、府県知事等の許可は不要ですが、買受人が工事主として府県知事等への届出が必要になります。

8 作業予定表の提出

買受人は売買契約締結時に島根森林管理署が交付する「作業予定表」に必要事項を記入し、作業着手前に管轄の森林事務所へ提出してください。

9 無料利用承認

搬出・運搬作業等で公売物件区域外の国有林内の土地を使用する場合には、事前に管轄する森林事務所に相談してください。使用について島根森林管理署長が支障がないと認めた場合、無料利用承認の手続きを行います。

なお、公売物件区域外の国有林内に作設した森林作業道や土場については、森林管理署との協議により不要とされる場合を除き、搬出完了後は原則植栽等による原状回復の上、返地となります。

10 国有林外の土地使用について

- (1) 搬出・土場敷等で民有地等(私道、里道、水路を含む)を使用・占有する場合は、買受人が地権者等と交渉し、承認を得てから使用してください。国有林外の作業に当たり、各種法令制限がある場合は、買受人が必要な手続きを行ってください。
- (2) 民有地等を使用した場合は、搬出後に原状回復を行い、地権者等から承認を得てください。
- (3) 隣接民家及び付帯施設に対し、損傷を与えないでください。
- (4) 隣接民家の生活用水のため、汚濁防止及び末木枝条等により沢水をせき止めることのないよう注意してください。

11 搬出に係る注意点

- (1) 事業の実施にあたっては、地元関係者の理解と協力が得られるよう努めてください。
また搬出にあたり、地元集落の生活路を走行する際には、減速するなど事故防止に細心の注意を払ってください。
- (2) 運搬等で公道を通過する場合は各公道の規定に従ってください。また、公道を占有並びに使用する必要が生じた場合は、買受人が許可申請等の手続きを行い、道路管理者の承認を得てから使用してください。
- (3) 公道・作業道・林道等を運搬等により損傷を与えた場合は、買受人の負担において使用開始前と同等の状態になるよう修繕してください。
- (4) 公道・作業道・林道の使用にあたっては、島根森林管理署の他事業と競合する場合には、事業実行前に島根森林管理署と調整を行ってから使用してください。
- (5) 1057つ、な林小班は「社会貢献の森」に設定されています。例年7、8月頃にイベントを開催しており、当該イベントに影響が出ないように搬出時期や対応について、事前に森林管理署と協議してください。
また、1057つ林小班には貸付契約地が存在します。搬出の際、木橋を一時的に撤去し、通行することは可能ですが、土場敷等による占有はできません。また、通行する場合は、イベント開催時期及び搬出完了時には原状回復を行ってください。

12 その他

- (1) 売払物件の区域周辺の立木及び境界標等の保護に努め、損傷を与えないでください。
やむを得ず境界標を損傷させる恐れのある場合は、事前に一時撤去の申請を行ってください。なお、撤去・復元に関する経費は買受人の負担となります。
- (2) 末木枝条等の処理については、谷や川、公道沿いや急傾斜地に放置せず、物件区域内の可能な限り平坦地又は緩傾斜地に崩れないように集積してください。
- (3) 売払物件周辺の河川及び沢に対しては、汚濁防止対策に万全を期してください。
- (4) 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報してください。

- (5) アフリカ豚熱(ASF)対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行ってください。
- (6) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講じてください。
- ① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - ② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
 - ③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
 - ④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物(落葉落枝等)の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
 - ⑤刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。
 - ⑥ 市町村長から林野火災注意報が発令された場合には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、林野火災注意報が解除されるまでの間、火の使用の制限に従うよう努めること。また、林野火災警報が発令された場合には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底すること。
- (7) 買受人は、上記(6)の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底してください。

作 業 予 定 表

立木買受者 _____
担当者氏名 _____
担当者携帯電話番号 _____

1 作業場所 _____ 国有林（官行造林地） _____ 林小班

2 作業期間 自 _____ 年 _____ 月 至 _____ 年 _____ 月
（作業着手月日 _____）
（作業中断期間 _____）

3 作業実行者 所在地 _____
会社名 _____
代表者 _____
電話番号 _____

※ 作業実行者と立木買受者の関係（自社・受託を記載） _____

4 現場作業責任者 会社名 _____
氏名 _____
携帯電話番号 _____

5 緊急連絡体制（※署（所）において記入のうえ、手交します）

消防署	_____	消防署	電話番号	_____
労働基準監督署	_____	労基署	電話番号	_____
警察署	_____	警察署	電話番号	_____
森林管理署（事務所）	_____		電話番号	_____
森林事務所	_____	森林事務所	電話番号	_____

※ 緊急時の連絡場所・方法については、作業現地の携帯電話通話可否等の状況に応じてあらかじめ定め、現場作業員及び会社事務所職員全員に周知しておくこと。

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。

2 定義

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。
- (2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。
- (3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。
- (4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に

重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所には架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

- (5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35° 以上の箇所
 - ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
 - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
 - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
 - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず

作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。
排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。

- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所では集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返すなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4（3）に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- （1）集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。
- （2）集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。
- （3）やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

- （1）枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。
 - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。
 - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。
 - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みになることを避けるものとする。
 - エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。
また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。
なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

- (1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。
- (2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実にを行うものとする。

※許可や届出の例

- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）

- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）
- （3）林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。
 - （4）本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。
 - （5）地質の特性や排水施設的具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

森林作業道作設仕様書

(総則)

第1条 この仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、近畿中国森林管理局管内の地形、地質、土質、気象条件、施工事例等を踏まえて定めたものであり、目標とする森林づくりのための基盤であるため、対象区域で行う森林施業を見据え、安全な場所に、経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫に作設するものとし、作設に当たっては本仕様書によることとする。

なお、本仕様書に特に定めのないものについては、当該指針によることを基本とする。

(用語の定義)

第2条 森林作業道とは、間伐等による木材の集材、搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道である。

(規格構造等)

- 第3条 林業機械等については、9～13トンクラス（バケット容量0.45m³クラス）以下による6m材の搬出を見込むものとする。
- 2 幅員は3.0m（急傾斜地は2.5m）とし、作業の安全性、作業性の確保から当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕として0.5m程度（全余裕幅）を付加することができることとする。
- 3 縦断勾配は、集材、搬出、苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね10°（18%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね14°（25%）程度とする。
- 4 急勾配区間と曲線部の組合せは極力避けることとし、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するものとする。
- また、下り走行時の安全を確保する観点から、S字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるものとする。
- 5 横断勾配については、原則として水平とする。

(路線設計等)

- 第4条 路線計画は、次の事項を検討した路線計画図（1/5000の図面）を作成し提出することとする。
- なお、路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出することとする。
- 2 路線選定に当たっては、人家、施設、水源地等の保全施設を確認し、保全対象に直接被害を与える箇所は避け、地形・地質の安定している箇所を通過するとともに、林道等の接続については地形を考慮した接続方法を適切に決定する。
- 3 やむを得ず急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土を適切に計画し、現

地に適した構造物を設置する。

- 4 線形は、地形に沿わせた屈曲線形、分散排水を考慮した波形勾配とし、環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度とする。
- 5 造材、積込み、造材資材の荷卸、待避、駐車のためのスペース等の、作業を安全かつ効率的に行うための平地や空間を適切に配置する。
- 6 丸太組工、石積工等の簡易な構造物以外の構造物が必要な箇所は迂回する。
- 7 小溪流、沢、湧水がみられる箇所において、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しないものとする。
- 8 土構造を基本とすることから、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配とすることにより、こまめな分散排水を行うとともに、排水先については安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）とする。
- 9 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。
- 10 地下水の湧水、地形的な条件による地表水の局地的な流入、滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適正な形状及び間隔で、側溝や横断排水施設、水たたき等を設置し、排水する。

(法令等の遵守)

第5条 森林作業道の作設に当たり、森林法、河川法等の関係法令に係る手続が必要な場合は、適切に行うものとする。

- 2 施工中にやむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分するものとする。

(施工等)

第6条 施工に当たっての考え方は、路体は堅固な土構造によることを基本とし、路体の締固めを十分に行い、路体支持力が得られるよう施工する。構造物は地形・地質、土質等の条件から、必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置するものとする。

なお、原則として片切片盛とし、切土量・盛土量の均衡に努め、土運搬を最小限にとどめるとともに、残土を発生させないようにする。

- 2 切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とし、高い切土が連続しないよう注意する。局所的に切土高が高くなる場合には、切土のり面勾配を、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、直切りする場合は、土質、近傍の施工事例の状況をもとに判断する。

- 3 盛土については、以下の各号に留意して施工することとする。

- (1) 堅固な路体をつくるため、地山を段切りして複数層に基盤をつくった上で、各層ごとに概ね30cm程度の厚さとなるよう十分に締固めて仕上げ、路体の強度を得るものとする。

なお、緊結度の低い土砂土質の場合は、盛土部分と地山を区分しないで、路体全体について盛土を行う。

(2) のり面勾配は、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。

なお、盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

(3) 根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護に利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを吟味して行うものとする。

4 曲線部については、林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみ等に対する余裕を考慮して、曲線部の拡幅を確保する。

5 簡易構造物等については、以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 安全の確保や路体の維持に必要な箇所については、丸太組工、ふとんかご等の簡易な構造物や2次製品の設置、石積み工法等により施工する。

(2) 締固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、深層の深さに応じて、表土の剥ぎ取り（表土ブロック積工）や深層との混ぜ合わせ（天地返し）等の工夫を施すものとする。

6 排水施設については、下以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。

(2) 丸太を利用した開きょやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。

(3) 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたき等を設置する。

(4) 小溪流を横断する場合は、基本的に転石や丸太などを活用した洗越工で施工する。

(5) 排水が集中するような場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のあ

る沢等）を決めておき、適した場所がない場合は側溝等により導水するものとする。

7 立木の伐開幅については、以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 開設区間の箇所ごとにおける斜面の方向、気象条件、土質条件及び風衝等を考慮し、必要最小限とする。

(2) 路線谷側に沿った立木については、路肩部分を保護し、車両の転落防止のため、林業機械等の走行の支障とならない範囲で残存するものとする。

（その他）

第7条 事業終了時に持続可能な森林作業道の維持管理のため、崩土除去、路肩の強化、横断排水施設の設置、路面整正、枝条散布等による路面の養生等の路面・路肩の浸食防止処置等を施工する。

なお、谷部等湧水のある箇所に設置した排水溝については原則として開きょとする。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

伐 採 す る 者 :

森林の所在場所 :

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の確認 ① 伐採する区域の事前確認を行う。 ② 林地や生物多様性の保全に配慮し伐採を行う。森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	☐
(2) 林地保全に配慮した森林作業道・土場の配置・作設 ① 森林作業道・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、森林作業道・土場の配置を必要最小限にする。 ② 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など森林作業道の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。 ③ 土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。 ④ 森林作業道・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑤ 森林作業道の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦ 森林作業道・土場は溪流から距離をおいて配置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑨ 森林作業道は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑩ 伐採区域のみで森林作業道の適切な配置が困難な場合には、立会のうえ調整し隣接地を経由する。	☐
(3) 周辺環境への配慮 ① 森林作業道・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ② やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。	☐
(4) 生物多様性と景観への配慮 ① 希少な野生生物の生息等を知った場合は、森林管理署長等と協議のうえ線形及び作業時期の変更等を実施する。 ② 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の森林作業道・土場の配置とする。	☐

チェック項目	確認
(5) 路面の保護と排水の処理 ① 路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ② 横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③ 安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④ 溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤ 洗い越し施工では、横断箇所で路面より低い通水面を設ける。 ⑥ 曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑦ 開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。	☐
(6) 切土・盛土 ① 森林作業道の幅員及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ③ 切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。 ④ 切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。 ⑤ 盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑥ 盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。 ⑦ 地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。	☐
(7) 作業実行上の配慮 ① 森林作業道・土場は、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。	☐
(8) 事業実施後の整理 ① 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。 ② 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。 ③ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。 ④ 枝条等が出水時に溪流に流れ出たりしないよう、溪流沿い等に積み上げない。溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ⑤ 森林作業道・土場は横断溝等の排水処置を行う。 ⑥ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ⑦ 伐採現場を引き上げる前に、森林作業道・土場の枝条等の整理の状況について森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	☐

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

林内写真

所在地：島根県雲南市吉田町吉田 大志戸国有林 1056い林小班



スギ林分